

特集 アメリカ新農業法の影響を探る

# 輸出競争力の強化を目指す

## アメリカの新農業法

1996年

米國農業法

1996 US Farm Bill

鳥取大学農学部助教授

伊東 正一

新農業法で刷新された内容を見ると、向こう7年間にわたってアメリカ農業の輸出競争力を強化しようとするねらいがみえてくる。その強化とはこれまでのアグレインク・ローンを軸にしながらも、生産コストの高い農家は離農を勧め、その一方で生産コストの安い効率的な農家に生産を集中させる、というバタインになる。

こうしたアメリカ農業の方向を定めるものとして、新農業法の中では次の三つの新しい部分を取り上げてみた。第一に政府がこれまで音頭をとって実施していた減反政策を完全に廃止し、生産拡大を自由にしたこと、第二はこれまで市場価格の変動に応じて(市場価格が安いときは多めの補助金、高ときは少なめの補助金で)農家に支

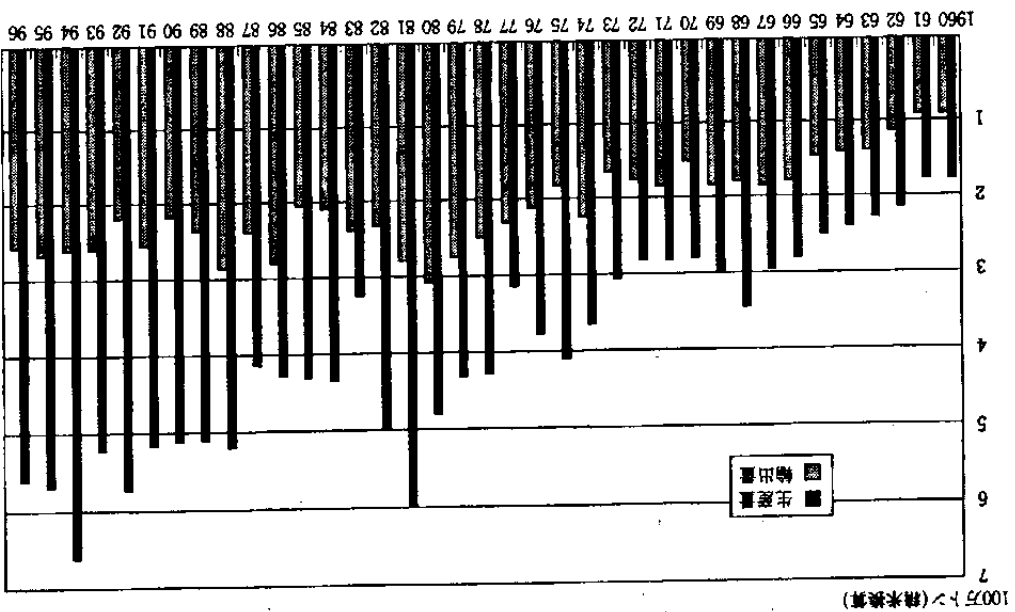
払っていた不足払いを新農業法では市場価格の変動に関係なく一定の額を支払うという柔軟な生産契約払い(production flexibility contract payments)を導入したことと(これに伴い、1970年代に導入されたターゲット・プライス目標価格および不足払いはなくなった)、第三はアグレインク・ローンなどの輸出拡大政策は維持したこと、三つの点が注目される(第1図を参照)。

筆者らがアメリカのコメ生産を取り上げて供給曲線を分析した結果、第2図にみるように、この30年間に供給曲線が右方向に大きくシフトしていると推測された。供給曲線は単に右方向にシフトするだけでなく、その傾きも時とともによりフラットになっている。こうした供





表6 図 米国の仕方のU.S.A.の仕障障、都仕障の仕障



資料：アメリカ農務局  
 注：年代はU.S.A.の農務局（8月1日～7月31日）を示す。1995年及び1996年は推定。

コメの供給量が増加して知られるアメリカ人の1.1. ウェイルス教授は今年2月に、新農業法案が成立し実施された場合は、アメリカのコメ生産量はこれまでの史上最高だった94年度（精米換算で655万t）に対し、2002年までに25%減少するとの見通しを発表した。主な理由は高いレベルの市場価格は期待できず生産コストの高いテキサスで作付けの減少が顕著にみられ、また、他の州でも効率の悪い農家が生産を控えると言ったのであった。いわゆる前述のA群およびB群に属する農家が多いという想定である。確かにテキサス州は地下水汲み上げにかかわる膨大なコストと販売戦略の不振により近年の生産面積、生産量ともに減少している。しかし、アメリカのコメ生産は市場価格の変動に大きく左右される。94年度が史上最高となったのもその前年の市場価格が高騰していたことが影響している。また、94年度については減反率も0%つまり、基本面積以上にはどの農家も作付けしてはいけないといった状態になっていた。そうした状況下でのこの増産であった（第6図）。新農業法の下ではコメ生産に対しては作付け制限が全くないわけで、今後も市場価格が9%前後で推移するとすると増産の可能性は極めて強い。

USDA（米農務局）によれば96年度のコメ生産量は95年度より減少の見通しである。しかし、これは新農業法の成立が大幅に遅れ、今年の4月になってからである。

り、この時点で農家は農家も市場を變更して新たに増産することを困難であったためである。米年度からは新農業法を十分に活用した動きがみられることから、仮に価格が今年並みであれば再び増産へと向かうであろう。

限界費用が6%50より低い農家の生産面積が全契約面積の何%を占めるかについてはデータがないが、筆者のこれまでの観測からするとかなりのものになるのではなかと推察される。アメリカの稲作の場合、変動費を「5%50」にするというのは80年代半ばからの生産者の目標であった。モミ100%当たり5%50で生産できればタイと互角に競争できると判断からであった。当時の目標価格はまだ11%だった。80年代前半に農家の倒産が多発し、まさにアメリカ農業の危機を経てきた農家は生産コストの削減を重要な目標として努力してきた。そして、いま改めて非効率的な農業経営を排除する覚悟で生産コストの切り下げを推し進めていくとしているわけである。こうしたことはコメだけでなく小麦やトウモロコシにおいても同様のことと言えるであろう。

### アメリカの新農業法による輸出、輸入国への影響

アメリカが生産コストを削減していくということはそ

だけで他の輸出国に対しては脅威である。しかも米國は「チケインク・ロンドン」の制度により、國際價格がいかに低迷してもアメリカもまたその價格で市場に出すという体制を整えている。90年農業法まではARP(減反政策)により、少なくとも全体の作付面積に何らかの制限を課していた(82年度から85年度までコマの場合、最高の減反率が35%、最低でも0%という縛りをしていた)。その制限が新農業法ではなくなつたわけである。国内の増産とともに輸出も増大することは当然であり、國際價格を引き下げる要因となるであろう。仮に市場價格が融資價格を下回つた場合、米國の生産量は比較的に安定し、その一方で他の輸出国が生産(または輸出)を控えるという事態が想定される(コマの場合では、國際相場は碎米から農産米まで変動して変化するのが常であり、よつてタイや漳州)そしてインドやペトナム、中国など、輸出国にとつてはアメリカは一段と怖い強敵になるであろう)。

さらにEHP(輸出促進政策)もそのまま継続している。EHPとは他の輸出国が「クマエア(Euro)」不公平な輸出(いわゆるタンピングによる輸出)をした場合、その輸入国に対してアメリカも輸出補助金を出して輸出し対抗するといふものである。80年代後半から90年代前半はこのEHPは広範囲において活用され、94年には合計11億が余が費やされた。93年のデータによると大麦の93%、小麦の60%、小麦粉の55%の輸出量においてEHP

が適用された。EHPは引き続き今後こう7年間にわたりその威嚇力を発揮することになる。ただ新農業法ではEHPに対する予算には全体の枠をはめている。その総額は96年度から2000年度まで3億5000万が、2億5000万が、5億が、5億が、5億5000万が、および5億8000万がとカルグアイ・ラウソンの合意の額よりはるかに下回るものとなっている。このほかP・L・480などの海外食料援助の政策も継続し、徹底した輸出の拡大をうたつている。また、GATT(國際貿易關稅一般協定)のウルグアイ・ラウソンドで合意した内容に対して他國が遵守しているかどうか監視することも新農業法では明記している。

一方、輸入国にとつては市場價格の比較的に安定した、かつ現在に比べ値下がりする状況で推移し輸入はむしろやりやすくなるであろう。第6図で示したように、供給曲線がよりフラットになると想定されることから、米國における市場價格の變動に対する反応はより早くなり、よつて市場價格の變動幅はますます、小さくなるであろう。日本のミニマ・アクセスにとつては有利に展開されよう。逼迫気味である現在の穀物市場もやがて緩和の方向に動き、價格は下降線をたどると筆者は推測する。